

木曾岬干拓地整備事業（第 2 期）環境影響評価方法書に対する意見の概要及びそれに対する事業者の見解

番号	意見書の要旨	事業者の見解
1.	環境影響評価の調査、予測及び評価の手法に関する意見	7 件
1	<p>私たちは、20 年以上にわたり木曾岬干拓地での鳥類保護、特にチュウヒの保護を訴えてきた。残念ながら、今回の事業は、私たちの考えとは異なる計画である。そのため、事業そのものに対する考え方も含めて意見書を提出する。</p> <p>現地調査の手法（陸生動物）などで示された調査は春季・夏季・秋季となっている。また、その調査地点（トラップ法・ライトトラップ法・コドラート法等）は、今までにチュウヒが繁殖した地点が含まれていて、調査には繁殖地に侵入せざるを得ないことになる。一方、環境省作成の「チュウヒ保護の進め方」では、「営巣地に不用意に接近すること等により繁殖活動が阻害され、営巣放棄する可能性が高い」となっている。営巣期は2月から7月までであり、上記の調査は、繁殖に影響を及ぼさざるをえない。このような調査を、春季・夏季に行うことは、環境影響評価そのものの趣旨に反する。また、木曾岬干拓地環境保全検討委員会では、「営巣時期は調査を控える等調査方法を工夫すれば、環境影響評価によるチュウヒへの影響も少ないと考える。」という意見が述べられているが、具体的な工夫の内容は、本方法書でも示されていない。営巣時期に各種地上調査をする方法書には同意できない。</p>	<p>調査の具体的な方法は、「チュウヒ保護の進め方」等の最新知見を参考に、アドバイザーからの技術的助言を得て、チュウヒの繁殖状況等を踏まえて調査地点・ルートを設定する等、生息・繁殖への影響をできる限り低減するよう設定する方針です。</p>

番号	意見書の要旨	事業者の見解
2	<p>私はアマチュア鳥類研究者として、絶滅危惧種であるチュウヒの調査を15年以上行ってきた。現在は、岡山県内の繁殖地・生息地を対象に調査を行っているが、当地と比べても木曾岬干拓地の自然環境の豊かさは特筆したものであり、後世に残すべき価値のあるものと感じている。その自然的価値が損なわれないためにも、特にチュウヒの影響評価方法について意見書を提出する。</p> <p>「現地調査の手法」「現地調査の調査範囲及び調査地点等」について、チュウヒの繁殖期と重なる春・夏に堤防内での調査が検討されているが、調査の時期や方法によっては、チュウヒの営巣を妨害する可能性があるため、方法書内での十分な検討と対策の明記が必要。チュウヒは巣の半径200m以内に侵入者が来ると、警戒行動を取り始めることから（西出1979, 日本野鳥の会岡山県支部 2002, 多田ほか 2010）、繁殖期にはチュウヒの営巣地から十分に距離を取って調査を行う必要がある。チュウヒの繁殖行動は2月下旬頃から観察され始め、この時点ではまだ造巣行動はないものの、営巣場所付近への立ち入りは、つがい相手の獲得や営巣地の選定に悪影響を与える可能性がある。造巣期～抱卵期にあたる4～7月は、特に影響が大きい時期であり、営巣地周辺への接近や長時間の滞在は、チュウヒの営巣放棄につながる。また、ヨシ原内での調査の際にできた通り道の跡は、チュウヒの卵や雛を捕食するイタチやタヌキなどの通り道となり、チュウヒの繁殖失敗につながることもある（先崎 2017）。これらの理由から、春・夏の調査方法については、チュウヒの営巣妨害を防ぐための方法を追記することを要望する。</p>	(番号1と同様)

番号	意見書の要旨	事業者の見解
3	<p>私たちは木曾岬干拓地鳥類生息調査に 10 年以上参加し、チュウヒを中心に観察してきた。特に、今回ストックヤード整備事業が行われる予定区域のあたりを担当した者として、その経験をもとに意見書を提出する。</p> <p>この区域では、2015 年と 2016 年に営巣と繁殖が確認され、そこまで至らない年でもディスプレイ行動、餌渡しが見られた。チュウヒが餌探しで草原を低く飛ぶ姿は毎年よく観察されてきました。この区域で作業が行われれば、営巣や採餌に影響があることは、必至だと思う。また、最近では、オオタカの繁殖も確認されるようになった。環境影響評価方法書のあらましによると、調査・予測の手法の中で、「科学的知見や類似事例を参考に、重要な種等の生息に及ぼす影響の程度を予測」とある。少なくとも猛禽類の繁殖に関わる時期だけでも調査、作業を止めて頂くようお願いしたい。</p>	(番号 1～2 と同様)
4	<p>私はアマチュア鳥類研究者として、絶滅危惧種であるチュウヒの調査を 15 年以上行ってきた。現在は、岡山県内の繁殖地・生息地を対象に調査を行っているが、当地と比べても木曾岬干拓地の自然環境の豊かさは特筆したものであり、後世に残すべき価値のあるものと感じている。その自然的価値が損なわれないためにも、特にチュウヒの影響評価方法について意見書を提出する。</p> <p>チュウヒの繁殖が、かつての 3 つがいから、大きく減少したのは干拓地の変化が進み、採餌面積が減少したことが大きく関与したと推定される。しかし、チュウヒの繁殖に必要な餌環境についての調査が、今までの第 1 期の環境影響評価書や事後調査書は不十分である。今回の開発事業が及ぼす影響を調べるためには、定量的な餌環境を調べる必要があるが、本方法書ではその点が不明確である。</p>	<p>調査の具体的な方法は、「チュウヒ保護の進め方」等の最新知見を参考に、アドバイザーからの技術的助言を得て、チュウヒの繁殖状況等を踏まえて調査地点・ルートを設定する等、生息・繁殖への影響をできる限り低減するよう設定する方針です。</p> <p>なお、調査において、木曾岬干拓地の採餌環境について把握し、その結果について、準備書に記載する方針です。</p>

番号	意見書の要旨	事業者の見解
5	<p>私はアマチュア鳥類研究者として、絶滅危惧種であるチュウヒの調査を15年以上行ってきた。現在は、岡山県内の繁殖地・生息地を対象に調査を行っているが、当地と比べても木曾岬干拓地の自然環境の豊かさは特筆したものであり、後世に残すべき価値のあるものと感じている。その自然的価値が損なわれないためにも、特にチュウヒの影響評価方法について意見書を提出する。</p> <p>本州では希少なチュウヒの繁殖地となっている木曾岬干拓地では、繁殖期の影響調査方法と評価方法をより細かく設定していくことが必要。チュウヒは繁殖期と非繁殖期では、利用する採食環境の傾向が異なったり（多田 2014）、採食する動物種の傾向が異なるなど（平野ほか 2005, 千葉ほか 2008, 市川ほか 2011, 多田 2011）、繁殖期と非繁殖期でチュウヒにとって重要な環境が変化する。各地で実施されているチュウヒの影響評価では、繁殖期と越冬期の調査結果を区別なく解析しているため、チュウヒ繁殖地の影響評価としては不適切なものが多く見受けられる。また、営巣行動への影響評価について、開発対象エリアでの営巣の有無だけを基準に判断している例が多く見られるが、繁殖地周辺の開発が進むとチュウヒのつがい数や巣立ち雛数が減少することが報告されており（先崎ほか 2015）、チュウヒの繁殖の成否には採食環境の条件も大きく関わっていることから、採食環境としての重要性も十分に評価する必要がある。これらの理由から、チュウヒの営巣の有無に加えて、採食行動の頻度や餌動物の生息状況などを十分に調査することを要望する。さらに、繁殖期と非繁殖期のチュウヒの行動の違いを反映した評価ができるよう、より詳細な調査方法と解析方法を方法書に明記することを要望する。</p>	<p>調査及び予測の具体的な方法は、「チュウヒ保護の進め方」等の最新知見を参考に、アドバイザーからの技術的助言を得て、設定する方針です。</p> <p>なお、調査において、木曾岬干拓地の採餌環境について把握し、その結果について、準備書に記載する方針です。</p>

番号	意見書の要旨	事業者の見解
6	<p>木曾川水系、木曾岬干拓地において、2018年は揖斐川左岸の長良川河口堰付近で営巣し、幼鳥1羽が巣立っている。このオス親(A)と思われる個体は、2019年に木曾岬干拓地で営巣し、幼鳥1羽が巣立っている。このオス親は、2020年、2021年は残念ながら三重県を捨てて、愛知県に移住し、2020年は幼鳥を最少2羽、2021年は同所で幼鳥1羽が巣立っている。2019年には、揖斐川水道橋下流左岸で、オス親(B)が営巣し、国交省の事業を営巣に影響のない時期にずらしたが、残念ながら失敗に終わった。個人的には、ウナギ獲りの人の度重なる巣近くの籠の仕掛けが原因と考えている。このオス親(B)は、2020年、2021年と木曾岬干拓地で営巣しているが、残念ながら失敗に終わった。原因のとしては、釣り人、貝獲り者の侵入、堤防でのジョギング、営巣時の餌不足等があると思われる。第2期事業での、同様の懸念もある。原因の考察を、時間をかけて行う必要性を感じる。これ以上、チュウヒが三重県から愛知県に移住しないような対策を願うばかりである。ちなみに、三重県では2020年1ペア、2021年1ペアとも、幼鳥の巣立ちはないと思われるが、愛知県では、私の共同観察者が2020年は4ペア(幼鳥8羽)、2021年では3ペア(幼鳥4羽)確認していて、三重県と愛知県の取り組みの違いがあるのではとも思ってしまう。愛知県に移住したオス親(A)は、旧わんぱく原っぱの工業団地化の原因もあるのではと考えるのが普通でしょう。これ以上、チュウヒが愛知県に移住しないようにより慎重な対応をお願いしたい。</p>	<p>適切に調査及び予測を行った上で、必要に応じて環境保全措置を検討します。</p> <p>事業実施にあたっては、アドバイザーから技術的助言を得ながら、できる限りチュウヒの繁殖を阻害しないよう慎重な対応に努めます。</p>
7	<p>私たちは、20年以上にわたり木曾岬干拓地での鳥類保護、特にチュウヒの保護を訴えてきた。残念ながら、今回の事業は、私たちの考えとは異なる計画である。そのため、事業そのものに対する考え方も含めて意見書を提出する。</p> <p>改変予定地には、すでに風力などの測定装置が設置されている。方法書に対する意見書をまとめる前に、なし崩し的に環境影響評価の実施が前倒しになっている疑いがある。環境影響評価を手順に沿って、厳格に進めることを指導する立場にある三重県の態度としては見過ごすことができない。このことは、環境影響評価の趣旨に反する。</p>	<p>環境影響評価の手法については、方法書に対する意見を踏まえ選定する方針です。</p> <p>なお、チュウヒの繁殖期における木曾岬干拓地への立入りを最小限に抑えるため、非繁殖期に調査機器を設置する等、一部調査を先行して実施しています。</p>

番号	意見書の要旨	事業者の見解
2.	その他の意見	6件
8	<p>私は、桑名市在住のチュウヒ観察者である。木曾岬干拓地は、オオタカやチュウヒなど希少な猛禽類の繁殖地であり、日本からの渡去前のツバメ、ショウドウツバメの欠かせない採餌場所にもなっている。建設残土のストックヤードという用途により、これらの貴重な自然環境を破壊、もしくは生存を脅かす計画は、白紙撤回されるべきである。世界的なSDGsを促進すべき県政が、従来のやり方のまま、何の改善、対策もしないままに、ずるずると環境破壊を続ける施策を改める姿勢が全くないことに、抗議する。</p>	<p>環境影響評価は、「開発事業の内容を決めるにあたって、それがどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して、意見を聴き、住民等、市町長、知事から意見を聴き、それらを踏まえて環境保全の観点からより良い事業計画を作り上げていく」ことを目的としています。</p>
9	<p>「農業干拓として事業着手した木曾岬干拓地は、事業着手から長期間が経過し、干拓地を取り巻く社会経済情勢が大きく変化したことから、農業的土地利用から都市的土地利用に転換して有効利用を図ることとなりました。」とあるが、本来、当初の目的が無くなった段階で元に戻すことを含め全面的計画の見直しをすべきと考える。時代は変わり、環境保護、生物多様性保全が世界的な課題となり、それにどう対応するかが問われている。まずは、干潟環境が大幅に減少し、生物多様性が著しく減少している伊勢湾においては、干潟の復元を第一として考えるべきと考える。そして、国の絶滅危惧I B類で、種の保存法対象種であるチュウヒの貴重な繁殖地ともなっており、その生息環境の維持・復元を行うべき。方法書が行われているが、これ以上環境影響評価を進めるのではなく、事業は中止すべき。</p>	<p>三重県では、平成12年度に木曾岬干拓地土地利用計画を策定し、農業的土地利用から都市的土地利用に転換して、木曾岬干拓地の有効利用を図ることとなりました。本地域では、希少猛禽類の生息が確認されていることから、木曾岬干拓地整備事業(第1期)の事業実施にあたっては、環境影響評価の結果を踏まえ、動植物のため50haの保全区を設置するとともに、継続的な環境調査を実施し、保全区の環境改善に努めています。今回の環境影響評価においても、上記取り組みの経過を踏まえつつ、現況について調査を行った上で、予測・評価を実施し、環境影響を最小限にできる事業計画となるよう努めていく方針です。</p>

番号	意見書の要旨	事業者の見解
10	<p>私は、毎月第3土曜日に行われる木曾岬干拓地のチュウヒ調査へ、5年前から参加してきた。今まで見てきた状況から、木曾岬干拓地の環境は、徐々にチュウヒの繁殖には適さなくなってきたと感じている。そこで今回の整備事業が進められてしまうと、決定的なダメージを与えることになる。国の希少種であるチュウヒを保護する観点から言えば、今後、木曾岬干拓地の開発は一切行ってはいけないと考える。今回の整備事業には反対である。以前、チュウヒの繁殖は、現在開発が行われている高速道路より北側で行われていた。その後、高速道路より南側へ移り、メガソーラー設置後はポンプ場すぐそばへと移動してきた。移動するたびに繁殖率も低下し、2020年に保全区内で繁殖した際は、結局繁殖失敗に終わった。今後、保全区内で繁殖が成功する可能性は僅かながらあるが、野生動物の習性から、一度失敗した場所での繁殖は、あまり期待できないのが現状である。さらに、木曾岬干拓地以外の鍋田干拓地などでも耕作地から倉庫などへの転換が進み、採餌環境の悪化も繁殖率の低下を招いていると考えられる。その状況で、さらに木曾岬干拓地の整備事業を進めると、チュウヒの生息環境に決定的な打撃を与えかねない。チュウヒが国の希少種へ指定されている意味をよく考えて、その生息環境を破壊する行為が、国連で採択されたSDGsの考え方に合っているのかを再考し、今回の整備事業を中止していただきたい。</p>	(番号8~9と同様)

番号	意見書の要旨	事業者の見解
11	<p>私たちは、20年以上にわたり木曾岬干拓地での鳥類保護、特にチュウヒの保護を訴えてきた。残念ながら、今回の事業は、私たちの考えとは異なる計画である。そのため、事業そのものに対する考え方も含めて意見書を提出する。</p> <p>今回の改変の基礎となる土地利用計画が作成された2000（平成12）年当時と異なり、生物多様性、SDGsの考え方が三重県でも重要視され、2020（令和2）年3月に作成された「みえ生物多様性推進プラン」にも、希少生物の生息地の開発を進めないためのゾーニングの考え方が述べられている。チュウヒ等希少生物の生息域は、当然このゾーニングの対象となる。また、サシバなど希少種が生息する場所である四日市足見川メガソーラー事業では、三重県知事から事業者に変革の意見が出されている。しかしながら、この木曾岬干拓地整備事業（第2期）については、その妥当性を慎重に検討することなく、事業が進められている。環境影響評価を行うことの是非を決めたとする木曾岬干拓地環境保全検討委員会でも、事業そのものの是非についての検討はなされていない。生物多様性の観点も含めて、事業そのものの是非を検討することを求める。</p>	(番号8～10と同様)
12	<p>私たちは、20年以上にわたり木曾岬干拓地での鳥類保護、特にチュウヒの保護を訴えてきた。残念ながら、今回の事業は、私たちの考えとは異なる計画である。そのため、事業そのものに対する考え方も含めて意見書を提出する。</p> <p>木曾岬干拓地環境保全検討委員会で決められた下記内容の科学的根拠を示すべきである。</p> <p>木曾岬干拓地の運動広場整備に伴う環境影響評価に着手できる条件として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保全区でチュウヒが営巣する ・運動広場予定地で3年連続してチュウヒの営巣が行われない。 <p>2項目のうち、いずれかを満たした場合は、環境影響評価を実施して支障ないものとする。</p>	<p>環境影響評価に着手できる条件については、木曾岬干拓地環境保全検討委員会において設定しています。</p> <p>設定の理由として、項目1は代償措置として整備した保全区が機能したため、項目2は運動広場予定地の環境が変わってきており、農業体験広場予定地での営巣が確認されともあり、営巣地が保全区方向に移ってきていると判断できるためです。</p>

番号	意見書の要旨	事業者の見解
13	<p>私たちは、20年以上にわたり木曾岬干拓地での鳥類保護、特にチュウヒの保護を訴えてきた。残念ながら、今回の事業は、私たちの考えとは異なる計画である。そのため、事業そのものに対する考え方も含めて意見書を提出する。</p> <p>木曾岬干拓地は、愛知県側の鍋田干拓地からの出入りのカギが壊されて、出入り自由の状態がほぼ1年中続いている。チュウヒに及ぼす侵入者の影響についての考察を行う必要がある。</p>	<p>愛知県側から堤防を越えて干拓地に侵入する人がいることから、出入り口の施錠について管理者へ要請します。</p>